

付録1 予備アンケート調査票

事業系一般廃棄物の搬入規制に関する予備アンケート

滋賀県立大学 環境科学部 環境政策・計画学科
金谷研究室 3回生 清水康平
Tel : 090-6901-4822
E-mail : oz13kshimizu@ec.usp.ac.jp

[ご教示いただくに当たってのお願い]

- ・各問の最初の質問は、「1.はい 2.いいえ 3.その他」を回答欄に数字でご記入ください。
- ・回答が「1.はい」の場合は、①～③の質問にも、回答例をご参考に、ご教示ください。また、その際に該当する搬入規制等が複数ある場合は、お手数ですが、規制ごとにお教えください。
- ・回答が「3.その他」で補足説明が必要な場合は回答欄下の補足欄にご記入してください。
- ・なお、この調査票に関してご質問等がございましたら、上記の金谷研究室の清水まで、E-mailにてご連絡いただきますようお願いいたします。

お手数ですが、最初に、市名・部署名・ご担当者名をご教示ください。

市名： _____

部署名： _____

ご担当者名： _____

問 1. 事業系一般廃棄物に含まれる資源ごみの搬入規制を行っていますか。

回答欄

<補足>

以下の①～③は、「はい」の方のみ記入をお願いします。

①搬入規制の開始時期はいつですか (回答例：平成22年4月、平成20年ごろ)。

②対象となる資源ごみの種類をお教えください (回答例：事業系の紙ごみ)。

③資源ごみの搬入規制を実施するための、具体的な方法をお教えてください（回答例：搬入物検査を、(随時、毎日、不定期に)、(目視で、検査装置で)、実施）。

問 2. 事業系ごみに混入される産業廃棄物の搬入規制を行っていますか。

回答欄

<補足>

以下の①～③は、「はい」の方のみ記入お願いします。

①搬入規制の開始時期はいつですか（回答例：平成 22 年 4 月、平成 20 年ごろ）。

②対象となる産業廃棄物の種類をお教えてください（回答例：プラスチック、木くず）。

③産業廃棄物の搬入規制を実施するための、具体的な方法をお教えてください（回答例：搬入物検査を、(随時、毎日、不定期に)、(目視で、検査装置で)、実施）。

問 3. 他自治体からの事業系一般廃棄物や生活系一般廃棄物の搬入規制を行っていますか。

回答欄

<補足>

以下の①～③は、「はい」の方のみ記入お願いします。

① の搬入規制の開始時期はいつですか（回答例：平成 22 年 4 月、平成 20 年ごろ）。

②その搬入規制を実施するための、具体的な方法をお教えてください（回答例：搬入物検査を、(随時、毎日、不定期に)、(目視で、検査装置で)、実施）。

問 4. 事業系一般廃棄物に関するその他の搬入規制(問1～問3以外)を行っていますか。

回答欄

<補足>

以下の①～③は、「はい」の方のみ記入お願いします。

①その搬入規制の開始時期はいつですか（回答例：平成22年4月、平成20年ごろ）。

②対象となる搬入物の種類等をお教えてください。

③その搬入規制を実施するための、具体的な方法をお教えてください。

問 5. 今後、清水が卒業研究で事業系一般廃棄物の搬入規制について研究していく上で、

「こうした点を調査研究すべき、あるいは調査研究するとおもしろい」とお考えの点がございましたら、是非ご教示いただければ幸いです。

以上です。ご教示、ありがとうございました。

付録2 本アンケート調査票

～事業系一般廃棄物の清掃工場における搬入規制についてご教示のお願い～

滋賀県立大学 環境科学部 環境政策・計画学科 金谷研究室 4 回生の清水康平と申します。昨年 11 月～12 月の予備アンケートへのご協力ありがとうございました。私は現在、「事業系一般廃棄物の清掃工場における搬入規制の実施実態把握と効果的な搬入規制方法の提案」というテーマで卒業研究を進めております。その一環として全国の自治体の清掃工場において、どのような搬入規制が実施されているのか、その詳細を調査するためにメールでのアンケートをお願いしています。

そのため、ご多忙中のところ大変恐縮ではございますが、アンケートにご協力いただければありがたく存じます。

なお、このアンケートは、ご教示可能な範囲で結構ですので、この用紙にご回答いただき、**9月 日**までに返信していただければ幸いです。

また、アンケートの内容が、担当しておられる内容でない場合、お手数ですが担当されておられる課、もしくは清掃センター（一部事務組合等）へこのアンケート票をご転送していただければ幸いです。

ご教示いただきました情報については、厳重に管理し、用済み後は確実に消去（及び廃棄）いたしますのでご安心ください。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

平成25年8月 日

滋賀県立大学 環境科学部 環境政策・計画学科
金谷研究室 4回生 清水 康平(調査担当者)

〒522-8533 滋賀県彦根市八坂町2500

TEL : 090-6901-4822

E-Mail : oz13kshimizu@ec.usp.ac.jp

研究室 TEL : 0749-28-8279

FAX : 0749-28-8349

<なお、以下は指導教員からのお願い文です。>

清水の指導教員の、滋賀県立大学環境科学部環境政策・計画学科 教授 金谷健と申します。このたびは、大変ご面倒なお願いをさせていただき、申し訳ございません。

差し支えない範囲で結構ですので、ご教授いただければありがたく存じます。

どうか、宜しくお願い致します。

なお、当研究室の研究内容等は、下記サイトをご参照頂ければ幸いに存じます。

金谷研究室 HP <http://kanayaken.web.fc2.com/>

■ご教示していただくにあたって

1. ご回答は、特に断りのない場合には当てはまる選択肢を一つだけ□または○でお囲みください。
2. 質問によっては「その他（）」という選択肢がありますが、この選択肢をお選びになる場合には、（）内に具体的な内容についてご教示ください。
3. なお、このアンケート票に関してご質問等がございましたら、上記の金谷研究室の清水まで、お電話・FAX またはE-Mail にてご連絡いただきますようお願い致します。
4. 関連する資料がございます場合、添付いただけると幸いです。

ご教示いただきます貴方様の

| | |
|-----------|---|
| お名前（ | ） |
| 都道府県及び市名（ | ） |
| ご担当部署（ | ） |
| お電話（ | ） |
| FAX（ | ） |
| メールアドレス（ | ） |

なお、アンケートにご協力いただいた市の方のうち、調査結果の送付を希望される市の方には卒業論文完成後(平成26年3月初旬)に、卒業論文の要旨を送付させていただきます。

卒業論文要旨の返送を希望されますか。

- A. 希望する（ 郵送 ・ メール添付 : どちらかに○）
B. 希望しない

目次

はじめに

①基礎情報

②搬入手続きについて

③搬入ルールについて

④清掃工場における搬入規制の実施状況

⑤事業系ごみ施策の詳細について

⑥不適正搬入への指導・対応について

⑦その他

はじめに

清掃工場への**事業系一般廃棄物**（以下、**事業系ごみ**、とします）の搬入は、許可業者もしくは排出事業者の持ち込みによりますが、「(ごみ減量の点で) 搬入が望ましくないごみ」、「(廃棄物処理法の上で持ち込みが) 違法であるごみ」の混入が懸念されています。今回実施させていただくアンケート調査では、それらのごみとして

①資源ごみの持ち込み（搬入が望ましくないごみ）

②産業廃棄物の持ち込み（違法）

③他自治体の市民や事業者からのごみの持ち込み（違法）

を想定し、これらのごみの受け入れ規制等の施策を「**搬入規制**」と定義し、その実施実態についてご教示いただきたいと思えます。

①については、違法ではありませんが、清掃工場に受け入れるごみ減量等のため、搬入規制している自治体もありますので、全国的な実施実態を知りたいと考えています。

②と③については、(条例等で受け入れを明記した場合等を除いて) 違法であり、「搬入規制していない」自治体はほとんどないと推測します。しかし、「具体的にどのような搬入規制の施策を実施しておられるのか」をご教示いただきたい、という趣旨でございます。

なお、③については、「他自治体が行政として、協定等で正式に持ち込む」場合でなく、「他自治体の市民や事業者が、(自治体間の受け入れ料金の違いや、土曜日の受け入れ実施の有無、搬入規制の厳しさの違いなどにより、) 貴市の清掃工場に、家庭ごみ・事業系ごみ・産廃を持ち込む」場合を想定しています。

1 基礎情報

(1) 貴市の、ごみ搬入量等の H24 年度の実績値をご教示ください。単位はトンで、下記の表にご記入いただければ幸いです。なお、表の用語は、環境省の一般廃棄物処理実態調査と同様に、

ごみ搬入量＝生活系ごみ収集量＋事業系ごみ収集量＋直接搬入量

生活系ごみ搬入量＝生活系ごみ収集量＋直接搬入量（生活系ごみ）

事業系ごみ搬入量＝事業系ごみ収集量＋直接搬入量（事業系ごみ）

直接搬入量＝直接搬入量（生活系ごみ）＋直接搬入量（事業系ごみ）

の意味です。

| | |
|---------------|----|
| ごみ搬入量 | トン |
| (内訳) 生活系ごみ収集量 | トン |
| 事業系ごみ収集量 | トン |
| 直接搬入量 | トン |

| | |
|---------------|----|
| 生活系ごみ搬入量 | トン |
| (内訳) 生活系ごみ収集量 | トン |
| 直接搬入量（生活系ごみ） | トン |

| | |
|---------------|----|
| 事業系ごみ搬入量 | トン |
| (内訳) 事業系ごみ収集量 | トン |
| 直接搬入量（事業系ごみ） | トン |

| | |
|-------------------|----|
| 直接搬入量 | トン |
| (内訳) 直接搬入量（生活系ごみ） | トン |
| 直接搬入量（事業系ごみ） | トン |

(2) 貴市の、事業系ごみの収集運搬体制をご教示ください（上記の表の「事業系ごみ収集量」に対応）。可燃ごみ（or 混合ごみ）、不燃ごみ、それぞれについて、選択肢から選択ください（併用の場合は、当てはまるものを全て選択ください）。

①可燃ごみ（or 混合ごみ）

a. 許可収集 b. 市による直営収集 c. 市による委託収集

②不燃ごみ

a. 許可収集 b. 市による直営収集 c. 市による委託収集
d. 無し（事業系の不燃ごみは、許可収集を認めない）

(3)貴市の、許可業者による収集事業所の数、ならびに市による収集事業所の数をご教示ください。

| | |
|-----------------|---|
| 許可業者による収集事業所の数： | 件 |
|-----------------|---|

| | |
|--------------|---|
| 市による収集事業所の数： | 件 |
|--------------|---|

(4)貴市の一般廃棄物収集許可業者数をご教示ください。

| |
|---|
| 社 |
|---|

2 搬入手続きについて

許可業者について

(1)事業系ごみの許可業者の登録手続き（許可業者が、工場に搬入するための必要条件・登録項目）についてお聞きします。事業系ごみの収集運搬を行う許可業者となるために必要な条件・登録項目として当てはまるものを以下より全てお選びください。

- a. 排出事業者名
- b. 収集運搬するごみの種類
- c. 回収ルート
- d. 市長・区長の許可
- e. 関連法令等で定める諸条件を満たしていること
- f. その他【具体的にご記入お願いします】

()

(2)事業系ごみの許可業者への搬入手続きについてお聞きします。

①許可業者が事業系ごみを搬入するために必要な搬入手続きの方法として当てはまるものを以下より一つお選びください。

- a. 搬入申告書等の書類のみを使って事前の搬入手続きを実施している
- b. 搬入申告書等の書類・電話の両方で搬入手続きを実施している
- c. 電話のみで事前の搬入手続きを実施している
- d. 搬入手続きは実施していない
- e. その他【具体的にご記入お願いします】

()

②いずれの搬入手続きを実施しておられる方にお聞きします。手続きの際の申告内容・確認事項として当てはまるものを以下より全てお選びください。

- a. ごみ搬入者（許可業者）の会社名・運転手名・車両番号等の情報
- b. 排出事業者名
- c. 回収ルート
- d. 廃棄物の搬入日時
- e. 廃棄物の内容物（重量や種類）
- f. その他【具体的にご記入お願いします】

()

(3)事業系ごみの許可業者への搬入時の確認事項についてお聞きします。搬入窓口において行っておられる搬入者への確認事項として該当するものを全てお選びください。

- a. 免許証等の身分証明書の確認
- b. 搬入物に関する聞き取り調査（口頭質問）
- c. 車両番号の確認
- d. 搬入許可証等の書類確認
- e. その他【具体的にご記入お願いします】

()

排出事業者について

(4)排出事業者の直接搬入への搬入手続きについてお聞きします。

①排出事業者が事業系ごみを搬入するために必要な搬入手続きとして当てはまるものを以下より一つお選びください。

- a. 搬入申告書等の書類のみを使って事前の搬入手続きを実施している
- b. 搬入申告書等の書類・電話の両方で搬入手続きを実施している
- c. 電話のみで事前の搬入手続きを実施している
- d. 搬入手続きは実施していない
- e. その他【具体的にご記入お願いします】

()

②排出事業者の自己搬入への搬入手続きを実施しておられる方にお聞きします。手続きの際の申告内容・確認事項として当てはまるものを以下より全てお選びください。

- a. 廃棄物運搬者（自己搬入者）の氏名・会社名・車両番号等の情報
- b. ごみの発生場所
- c. 廃棄物の積み込み日時
- d. 廃棄物の搬入日時
- e. 廃棄物の内容物（重量や種類）
- f. その他【具体的にご記入お願いします】

()

(5)排出事業者の直接搬入時の確認事項についてお聞きします。搬入窓口において行っておられる搬入者への確認事項として該当するものを全てお選びください。

- a. 免許証等の身分証明書の確認
- b. 搬入物に関する聞き取り調査（口頭質問）
- c. 車両番号の確認
- d. 搬入許可証等の書類確認
- e. その他【具体的にご記入お願いします】

()

③搬入ルールについて

(1)事業系ごみの収集運搬に使用されている袋について、該当するもの全てお選びください。

- a. 透明の袋を使用することが義務化している
- b. 他市のごみと区別できるように、色つきの袋の使用を義務化している
- c. ごみ袋の指定はしていない
- d. その他【具体的にご記入お願いします】

()

(2)本来事業所で発生したプラスチック類のごみは、廃棄物処理法では産業廃棄物ですが、市によっては（少量ならば）受け入れを許可（黙認）している場合もあります。プラスチック類のように自治体によって対応の異なる場合がある、「グレーゾーンのごみ」について、貴市の受入体制・位置づけをご教示ください。回答方法は例にしたがって下記の表1にご記入をお願いします。

表1 グレーゾーンの分類

| グレーゾーンに該当するごみの種類 | 受入基準 | 位置づけ（産廃・事業系ごみの分類） |
|------------------|-------------------|-------------------|
| (例) プラスチック容器 | 少量であれば受け入れは許可している | 事業系ごみ |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

(3)併せ産廃の受け入れ状況について該当するものを以下より1つ選び、回答欄にご記入ください。

- a. 併せ産廃は許可しており、条例等にも明文化している
- b. 併せ産廃は許可しているが、条例等に明文化はしていない
- c. 併せ産廃は許可していないが、産廃の混入が見受けられる
- d. 併せ産廃は許可しておらず、産廃の混入も見受けられない
- e. その他【具体的にご記入をお願いします】

()

(4)設問(3)で a, b を選んだ方にお聞きします。併せ産廃として受け入れている産廃の具体的な受入項目をご教示ください。

4 清掃工場における搬入規制の実施状況

(1)清掃工場において、事業系ごみに混入している資源ごみや違法なごみ（産廃・他市のごみ）に対して、適正処理・減量のための施策（A～P）について、表2の実施状況欄に「実施中⇒1、検討中⇒2、検討もしていない⇒3、その他⇒内容を具体的に記入」と回答ください。また、施策の開始時期を把握しておられる場合は、開始時期欄に西暦でご記入ください（実施予定の場合は予定時期をご記入ください）。

表2 事業系ごみ施策の実施項目

| 選択肢 | | 実施状況 | 開始時期 |
|---------------|---------------------------------------|------|------|
| 直接的な規制 | | | |
| A | 検査装置による搬入物検査 | | 年 月 |
| B | 検査装置を使わない搬入物検査 | | 年 月 |
| C | 資源化可能物（事業系古紙等）への搬入規制 | | 年 月 |
| D | 産廃混入への対策 | | 年 月 |
| E | 他自治体のごみ混入への対策 | | 年 月 |
| F | 生ごみ（事業系食品廃棄物）への搬入規制 | | 年 月 |
| G | 処理困難物への搬入規制 | | 年 月 |
| H | 許可業者への搬入事前予約の義務化 | | 年 月 |
| I | 自己搬入者への搬入事前予約の義務化 | | 年 月 |
| J | ごみピット内に監視カメラの設置 | | 年 月 |
| K | 不適正搬入物の排出場所の特定 | | 年 月 |
| L | その他の直接的な規制【具体的にご記入お願いします】 () | | 年 月 |
| 間接的な施策 | | | |
| M | 事業系の有料指定袋制度 | | 年 月 |
| N | 事業系ごみ処理手数料の値上げ(複数回実施の場合は最近の方をご教示ください) | | 年 月 |
| O | 許可業者への研修会等の開催 | | 年 月 |
| P | その他の施策【具体的にご記入お願いします】 () | | 年 月 |

5 事業系ごみ施策の詳細について

※以下より表 2 で回答いただいた実施項目別 (A~P) についてお聞きします。

該当する箇所にお答えいただきたいのですが、各項目 (A~P) の関連資料等ございましたら、返信の際に添付していただければ幸いです。

なお、「A. 検査装置による搬入物検査」と「B. 検査装置を使わない搬入物検査」の両項目を実施中の場合は、重複する設問がございますので、ご了承ください。

「A. 検査装置による搬入物検査」を実施中の場合のみお答えください

(1)検査装置による搬入物検査の方法・手順を具体的にお聞かせください。

(例) ベルトコンベアで搬入物をピットに投入することができ、その間に搬入不適物が混入されていないか目視でチェックする。

(2)検査装置に要する検査員は約何名ですか。

名

(3)検査装置による搬入物検査においてパッカー車 1 台に要する検査時間はどのくらいですか。

分

(4)検査装置による搬入物検査において、H24 年度の検査実施件数 (車両台数) についてご教示ください。また、回答可能であれば「延べ実施件数」と「重複件数を省いた実施件数」の両方について回答ください。

※回答における注意点

例えば許可業者 A に対する搬入物検査が、年間 5 回行われ、許可業者 B に対する搬入物検査が、年間 3 回行われたとします。

その場合、「延べ実施件数」=5+3 で 8 件（検査実施回数の合計）となり、「重複件数を省いた実施件数」=1+1 で 2 件（業者の件数の合計）となります。

| 延べ実施件数 | 重複件数を省いた実施件数 |
|---------|--------------|
| 年間 件（台） | 年間 件（台） |

(5)H24 年度における全体の搬入件数（検査していない車両も含む）についてご教示ください。また、回答可能であれば「延べ実施件数」と「重複件数を省いた実施件数」の両方について回答ください。

| 延べ実施件数 | 重複件数を省いた実施件数 |
|---------|--------------|
| 年間 件（台） | 年間 件（台） |

(6)検査装置による搬入物検査の実施頻度はどのくらいですか。

- a. 常時
- b. 週 1 回程度（決められた曜日）
- c. 週 1 回程度（曜日は決められていない）
- d. 月 1 回程度（決められた日・曜日）
- e. 月 1 回程度（日・曜日は決められていない）
- f. 不定期（回数・曜日共に決められていない、抜き打ち）
- g. 「1 日〇件」というように 1 日の検査件数が決まっている
- h. その他【具体的にご記入お願いします】

（ ）

(7)検査装置による搬入物検査の記録方法として該当するものを全てお選びください。

- a. 違反搬入品目の記録
- b. 搬入者情報（許可業者名、排出事業者名等）の記録
- c. 異物混入の様子を撮影
- d. 違反搬入情報はデータ入力している（以降、過去の混入事案が確認できる）
- e. 特に記録は残していない
- f. その他【具体的にご記入お願いします】

（ ）

(8) 検査装置による搬入物検査の対象となる搬入者はどのように決まりますか。具体的にご教示ください。

(例) 以前に搬入違反があった排出事業者もしくは許可業者。

(9)検査装置導入の目的は何ですか。具体的にご教示ください。

(例) 資源ごみ分別の徹底。搬入違反物の発見を強化。等

「B. 検査装置を使わない搬入物検査」を実施中の場合のみお答えください

(1) 検査装置を使わない搬入物検査の方法・手順を具体的にお聞かせください。

(例) 搬入されたごみは一旦工場内に降ろし、検査員がかぎ棒やスコップ等を使って、手作業で一つ一つ開けて、中のごみを確認する。

(2)検査に要する検査員は約何名ですか。

名

(3)パッカー車1台に要する検査時間はどのくらいですか。

分

(4)検査装置を使わない搬入物検査において、H24年度の検査実施件数(車両台数)についてご教示ください。また、回答可能であれば「延べ実施件数」と「重複件数を省いた実施件数」の両方について回答ください。

| 延べ実施件数 | 重複件数を省いた実施件数 |
|---------|--------------|
| 年間 件(台) | 年間 件(台) |

(5)H24 年度における全体の搬入件数（検査していない車両も含む）についてご教示ください。また、回答可能であれば「延べ実施件数」と「重複件数を省いた実施件数」の両方について回答ください。

| 延べ実施件数 | | 重複件数を省いた実施件数 | |
|--------|------|--------------|------|
| 年間 | 件（台） | 年間 | 件（台） |

(6) 検査装置を使わない搬入物検査の実施頻度はどのくらいですか。

- a. 常時
- b. 週 1 回程度（決められた曜日）
- c. 週 1 回程度（曜日は決められていない）
- d. 月 1 回程度（決められた日・曜日）
- e. 月 1 回程度（日・曜日は決められていない）
- f. 不定期（回数・曜日共に決められていない、抜き打ち）
- g. 「1 日〇件」というように 1 日の検査件数が決まっている
- h. その他【具体的にご記入をお願いします】

（ ）

(7)検査装置を使わない搬入物検査の記録方法として該当するものを全てお選びください。

- a. 違反搬入品目の記録
- b. 搬入者情報（許可業者名、排出事業者名等）の記録
- c. 異物混入の様子を撮影
- d. 違反搬入情報はデータ入力している（以降、過去の混入事案が確認できる）
- e. 特に記録は残していない
- f. その他【具体的にご記入をお願いします】

（ ）

(8) 検査装置を使わない搬入物検査の対象となる搬入者はどのように決まりますか。具体的にご教示ください。

（例）以前に搬入違反があった排出事業者もしくは許可業者。

(9)今後の検査装置導入の必要性について、該当するものを以下より 1 つお選びください。

- a. 検査装置導入を検討している

- b. 検査装置導入を検討していない
- c. その他【具体的にご記入お願いします】
()

(10)設問(9)でbを選んだ方にお聞きします。検査装置を導入できない理由、または必要ないと考える理由をご教示ください。

(例) 現在の検査方法で十分対応できるため。予算的に導入は厳しい。等

「C. 資源化可能物への搬入規制」を実施中の場合のみお答えください

(1)事業系ごみに混入される「資源化可能物」で搬入規制の対象となり、受け入れを行っていないものを以下から全て選び、いずれかの回答欄に記号でご記入ください。

- a. 古紙 b. 缶 c. びん d. 衣類・布類 e. 金属類
- f. 木くず(剪定枝類) g. 生ごみ(厨芥類) h. その他()

回答欄

| | |
|----------|--|
| 実施中 | |
| 検討中 | |
| 検討もしていない | |
| その他 | |

(2)現在実施しておられる事業系ごみの資源化への取り組みとして該当するものを全てお選びください。

- a. 搬入規制の対象となる資源ごみの品目を公表している
- b. 品目別(古紙・木くず等)の回収業者の名簿を公表している

- c. 回収業者の選び方について指導している
- d. 資源物の持ち込みに関する問い合わせに対応できるようにしている
- e. 特にしていない
- f. その他【具体的にご記入お願いします】
()

(3)資源化可能物への搬入規制について、根拠となるものを選び、()内にはその根拠の名称をご記入ください。(複数回答可)

- a. 条例に明文化 ()
- b. 要綱に明文化 ()
- c. 条例・要綱に明文化はされていないが、それらの主旨に基づく行政判断
- d. 一般廃棄物処理計画に規定 ()
- e. その他 ()

「D. 産廃混入への対策」を実施中の場合のみお答えください

(1)産廃の混入を未然に防ぐための施策として実施されている、または検討されているものをご教示ください。

(例) 事業系と産廃の適正区分について多量排出事業者等に事前指導を行っている。

(2)産廃混入への対策について、根拠となるものを選び、()内にはその根拠の名称をご記入ください。(複数回答可)

- a. 条例に明文化 ()
- b. 要綱に明文化 ()
- c. 条例・要綱に明文化はされていないが、それらの主旨に基づく行政判断
- d. 一般廃棄物処理計画に規定 ()
- e. その他 ()

「E. 他自治体のごみ混入への対策」を実施中の場合のみお答えください

(1)他自治体のごみの混入を未然に防ぐための施策として実施されている、または検討され

ているものをご教示ください。

(例) 市の指定袋の色で判断している。搬入物に含まれる伝票や封筒、レシート等を証拠に他自治体のごみの判明に取り組んでいる。等

(2)他自治体のごみ混入への対策について、根拠となるものを選び、()内にはその根拠の名称をご記入ください。(複数回答可)

- a. 条例に明文化 ()
- b. 要綱に明文化 ()
- c. 条例・要綱に明文化はされていないが、それらの主旨に基づく行政判断
- d. 一般廃棄物処理計画に規定 ()
- e. その他 ()

「F. 生ごみ（事業系食品廃棄物）への搬入規制」を実施中の場合のみお答えください

(1)現在実施されている生ごみ（事業系食品廃棄物）への搬入規制・減量施策等の取り組みについて、具体的にご教示ください。

(例) 生ごみ処理機器の設置者に補助金を交付。食品リサイクル法推進。

(2)生ごみへの搬入規制について、根拠となるものを選び、()内にはその根拠の名称をご記入ください。(複数回答可)

- a. 条例に明文化 ()
- b. 要綱に明文化 ()
- c. 条例・要綱に明文化はされていないが、それらの主旨に基づく行政判断
- d. 一般廃棄物処理計画に規定 ()
- e. その他 ()

「G. 処理困難物への搬入規制」を実施中の場合のみお答えください

(1)清掃工場において処理困難物として搬入規制しているものをご教示ください。

「H. 許可業者への搬入事前予約の義務化」を実施中の場合のみお答えください

(1)許可業者への搬入事前予約の義務化を実施する目的として該当するものを全てお選びください。

- a. 搬入物に規制の対象となるごみ（資源ごみ・産廃・他自治体のごみ）が含まれていないかを事前に確認するため
- b. 搬入物が規定のサイズや量であるかを確認するため（〇〇kg、〇〇cm 以内など）
- c. ごみの発生場所・排出者の住所が規定の範囲内かを確認するため
- d. 搬入違反が発生した場合に、ごみの発生場所を特定するため
- e. その他【具体的にご記入お願いします】
()

「I. 自己搬入者への搬入事前予約の義務化」を実施中の場合のみお答えください

(1)自己搬入者への搬入事前予約の義務化の目的として該当するものを全てお選びください。

- a. 搬入物に規制の対象となるごみ（資源ごみ・産廃・他自治体のごみ）が含まれていないかを事前に確認するため
- b. 搬入物が規定のサイズや量であるかを確認するため（〇〇kg、〇〇cm 以内など）
- c. ごみの発生場所・排出者の住所が規定の範囲内かを確認するため
- d. その他【具体的にご記入お願いします】
()

「J. ごみピット内に監視カメラの設置」を実施中の場合のみお答えください

(1) 監視カメラによる搬入物監視の目的について具体的にご教示ください。

(例) 事業系ごみ袋の色で他市ごみ搬入を監視

「K. 不適正搬入物の排出場所の特定」を実施中の場合のみお答えください

(1)不適正搬入物の排出場所を特定するための方法・手段をご教示ください。

「M. 事業系の有料指定袋制度」を実施中の場合のみお答えください

(1)現在の事業系の有料指定袋の価格をご教示ください。円／10kg等の単位もお願いします。

「N. 事業系ごみ処理手数料の値上げ」を実施中の場合のみお答えください

(1) 値上げ前の処理手数料、並びに値上げ後の処理手数料をご教示ください。

値上げ前

値上げ後

「O. 許可業者への研修会等の開催」を実施中の場合のみお答えください

(1)研修会等の開催頻度についてご教示ください。

(例) 年に1階程度。不定期。等

※以下より全ての方にお聞きします。

6 不適正搬入への指導・対応について

(1)許可業者に対する不適正搬入への指導・対応はどの段階まで実施しておられますか。該当するもの全てお答えください。

- a. 許可業者への通知・改善指導
- b. 許可業者の特定
- c. 許可業者への立入調査
- d. 許可業者による対策書等の書類提出
- e. 許可業者への行政処分【具体的にご記入お願いします】
()
- f. その他【具体的にご記入お願いします】
()

(2)設問(1)でお答えいただいた指導・対応について、根拠となるものを選び、()内にはその根拠の名称をご記入ください。(複数回答可)

- a. 条例に明文化 ()
- b. 要綱に明文化 ()
- c. 条例・要綱に明文化はされていないが、それらの主旨に基づく行政判断
- d. 一般廃棄物処理計画に規定 ()
- e. その他 ()

(3)排出事業者に対する不適正搬入への指導・対応はどの段階まで実施しておられますか。該当するもの全てお答えください。

- a. 排出事業者への通知・改善指導
- b. 排出事業者の特定
- c. 排出事業者への立入調査・訪問指導
- d. 排出事業者による対策書等の書類提出
- e. 排出事業者への行政処分【具体的にご記入お願いします】
()
- f. その他【具体的にご記入お願いします】
()

(4)設問(3)で b を選んだ方にお聞きします。排出事業者の特定方法を具体的にご教示ください。

(5)搬入物検査等において、許可業者（もしくは排出事業者）へのごみ搬入状況に対する独自の評価基準を設けていますか。またその評価基準ごとに指導内容等はどのようなものになっていますか。

(例)

【A】 適正：指導の必要なし

【B】 注意：その場で口頭注意する。

【C】 不適正：始末書を徴収する。

【D】 要指導：顛末書を提出させる。管理課で呼出指導する。

(6)「資源化可能物」への搬入規制を実施しておられる市の方にお聞きします。

①「資源化可能物」の搬入が確認された場合、排出事業者・許可業者へのリサイクル指導等の対応内容はどのようなものか、該当するものを全てお選びください。

- a. 持ち帰り指導
- b. 資源化物の分別区分について指導
- c. 資源回収事業者（リサイクル業者）の紹介
- d. 清掃工場内に資源ごみ専用の回収場所を設置している
- e. 特に何もしていない
- f. その他【具体的にご記入お願いします】

| 対象 | 回答欄 | その他 |
|-------|-----|-----|
| 排出事業者 | | |
| 許可業者 | | |

②設問(6)の①でcを選んだ方にお聞きします。紹介可能な資源回収事業者（リサイクル業者）数を、規制対象となる資源化可能物ごとに、ご教示ください。なお同じ再生資源事業者が、複数の資源化可能物（例：古紙とプラスチック）を扱っている場合は、それぞれを1件とカウントください。

〈回答例〉 紹介可能な資源回収事業者数は、古紙について11件、プラスチックについて5件。

③現在、民間のリサイクル施設があるのにも関わらず、受入手数料が比較的安い清掃工場に資源化可能物が回ってしまうという問題があります。貴市において、原価内での手数料値上げの可能性についてご教示ください。（自由記述）

7 その他

廃棄物処理に関する認知度について

(1) 許可業者における廃棄物関係の義務（廃棄物処理法や市の定めるごみの適正区分等）への認知度と収集・運搬の現状についてお聞きします。該当するものを 1 つお選びください。

- a. 廃棄物関係の義務を理解し、適正な収集・運搬ができています
- b. 廃棄物関係の義務を理解しているかは不明で、適正な収集・運搬はできています
- c. 廃棄物関係の義務を理解しているかは不明で、適正な収集・運搬はできていない
- d. 廃棄物関係の義務が理解できておらず、適正な収集・運搬ができていない
- e. 分からない
- f. その他【具体的にご記入をお願いします】
()

(2) 排出事業者における廃棄物関係の義務（廃棄物処理法や市の定めるごみの適正区分等）への認知度と適正処理の現状についてお聞きします。該当するものを 1 つお選びください。

- a. 廃棄物関係の義務を理解し、適正処理ができています
- b. 廃棄物関係の義務を理解しているかは不明で、適正処理はできています
- c. 廃棄物関係の義務を理解しているかは不明で、適正処理はできていない
- d. 廃棄物関係の義務が理解できておらず、適正処理ができていない
- e. 分からない
- f. その他【具体的にご記入をお願いします】
()

問題・課題について

(3) 搬入規制を推進するためには、排出事業者・許可業者にもなんらかのメリットがあればよりスムーズになると考えられますが、その点で何か工夫されていることがあればご教示ください。（自由記述）

(4)貴市で実施されておられる搬入規制を過度に実施したことによる副作用として発生している、または発生が懸念されている問題等があればご教示ください。(自由記述)

| |
|--|
| |
|--|

アンケートへのご協力、大変ありがとうございました。

付録3 併せ産廃の具体的な受入項目

併せ産廃の具体的な受入項目 (n=111)

| 併せ産廃の具体的な受入項目 | |
|---------------|--|
| 1 | 条例では「一般廃棄物の処理に支障がないと認めるとき」と明記している。 |
| 2 | 公共下水道汚泥 建設リサイクル法で規定する建築資材で再資源化が困難な木材 |
| 3 | 燃えがら、ガラス・コンクリートくず、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、がれき類。 |
| 4 | ・紙くず ・木くず(家具、建具製造業は除く) ・繊維くず ・食料品製造業における動物の不要物のうち、うろこ・ウニ・カニ・貝の殻、植物にかかもの) ・ゴムくず ・金属くず ・ガラス、陶磁器くず ・工作物の除去によって生じた不要物で1メートル以内(コンクリ、ブロック、アスファルト、石膏ボード、タール付着物等を除く) ・廃プラスチック(魚網、ハウス用ビニール、牧草ラップ、タイヤ及びプラスチック類の製造にかかものを除く) |
| 5 | 1.燃え殻(熱灼減量15%以下、含水率80%以下のものに限る。) 2.廃プラスチック類(一般廃棄物処理施設その他市長が定める施設から生じる処理後の残さ又はごみ資源化工場で生産するごみ固形燃料の原料に適したのものに限る。) 3.紙くず 4.木くず 5.繊維くず 6.ガラスくず及び陶磁器くず 7.特別管理産業廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条の4第5号へに定める特定有害産業廃棄物(廃石綿等)とする。ただし、施行令第6条の5第1項第3号(1)に定める措置※を講じたものに限る。 ※二重梱包又は堅牢な容器に入れ、空気を抜き「廃石綿」である旨を表示すること。 |
| 6 | ペットボトル、空缶 など |
| 7 | 市立食肉センター焼却灰、浄水場汚泥、火災廃材 |
| 8 | 木くず、紙くず、繊維くず (1日につき200キログラムまで) |
| 9 | 木くず、紙くず、繊維くず、動植物性残渣、施設で処理できる金属くず、ガラスびん |
| 10 | 紙くず、木くず、繊維くず、動物性残渣、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、鋸ざい、建設廃材 |
| 11 | 産業廃棄物で一般廃棄物と分離が困難なもの。その他市長が特別な理由があると認めるもの。 |
| 12 | 海岸管理者(県)が委託実施する海岸漂着物除去作業で発生した産業廃棄物 |
| 13 | 紙くず・木くず・繊維くず・廃プラスチック類・動植物性残渣・ゴムくず・金属くず |
| 14 | ①紙くず ②木くず ③繊維くず ④植物に係る固形状の不用物 |
| 15 | 具体的には明記していない |
| 16 | 紙くず・木くず・繊維くず |
| 17 | 木くず、紙くず、繊維くず |
| 18 | 廃プラスチック、木くず、紙くず、繊維くず |
| 19 | 紙くず、木くず、繊維くず、燃えがら、(有害物質を含むものを除く) |
| 20 | 事業系ごみ |
| 21 | 条例等に明文化しているが、併せ産廃は許可していない。 |
| 22 | 金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず |
| 23 | 飲料用のビン、カン、ペットボトル等 |
| 24 | 従業員が飲んだペットボトル、ボールペンなど |
| 25 | 木くず、紙くず等 |
| 26 | 廃プラスチック、動物性残渣 |
| 27 | 木くず(建設業に係るもので木端等) 動植物製残渣(食料品製造業(豆腐、おから等)) |
| 28 | 畳(繊維類とプラスチック類の混合物の場合) |
| 29 | 廃プラスチック類 |
| 30 | (1)紙くず(2)木くず(長さ80cm以内のものに限る。)(3)繊維くず(4)金属くず(200g程度までの空き缶、スチール机、トタン及び農業用等の一輪車程度に限る。)(5)ガラスくず及び陶磁器くず(空きびん、窓ガラス程度のものに限る。)(6)汚泥(下水道処理施設及び道路側溝から発生する汚泥類に限る。)(7)廃プラスチック類(廃タイヤは除く) |
| 31 | プラスチック |
| 32 | 紙くず、木くず、その他焼却に適したもので市長が特に認めるもの。 |
| 33 | 木くず、紙くず、繊維くず |
| 34 | 木くず、紙くず、繊維くずに限る。 |
| 35 | 下水汚泥のみ併せ産廃として受け入れている |
| 36 | 貝類加工業者から排出される貝腸類(動植物性残さ) |
| 37 | ・紙くず ・木くず ・市内の個人宅(店舗併用住宅・集合住宅等を除く)の解体に伴う木材で個人居宅の解体であることを確認できる書類を提出したもの |
| 38 | 少量排出事業所(〇〇市に行政収集登録の申請をして、有料指定袋にて排出する事業所)に限る |
| 39 | 条例に明文化しているが、具体的に受入品目等は定めていない。 |
| 40 | ①日常生活から排出されるものと同様の廃プラスチック、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず。ただし、従業員の数が3人以下かつ食品廃棄物を排出しない事業所であって、1日あたりの排出量が1キログラムを超えない事業所から排出されるものに限る。②天災その他の災害により発生した木くず |
| 41 | 紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ |
| 42 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条第1号から第3号まで |
| 43 | 紙くず、木くず、廃プラスチック、動植物性残渣 |
| 44 | (1)紙くず (2)繊維くず (3)動植物性残さ (4)前各号に掲げるもののほか、特に市長が定めるもの |
| 45 | おから |
| 46 | 一般廃棄物の処理のみで、併せ産廃は受入れていない。併せ産廃については条例には明文化しているが、理事長が指定するものに限る。 |
| 47 | 地場産業である家具製品製造業の木屑 |
| 48 | 残飯、食品、植物、製造業の不要品など |
| 49 | 廃プラスチック、金属くず、陶磁器くず、陶土くず、ガラスくず、木くず、医療廃棄物(非感染廃棄物) |
| 50 | 廃プラ、木くず、紙くず |

| 併せ産廃の具体的な受入項目 | |
|---------------|--|
| 51 | ①廃油 ②廃プラ ③金属くず ④紙くず ⑤木くず ⑥繊維くず ⑦動植物性残渣 ほか |
| 52 | 紙くず、木くず、繊維くず、その他市長が焼却に適すると認めたもの。 |
| 53 | 製麺の小麦粉、工場での製作過程における残渣 |
| 54 | 分別することが不可能なもの(プラと布・木などと一体となっているもの)。条例上は規定があるが、実際に受入れる例は少ない。 |
| 55 | 木くず、紙くず、繊維くず |
| 56 | ①建設現場からのものを除く、木くず・紙くず・繊維くず ②金属くず(家電リサイクル法対象品目及びパソコンを除く) ③乾電池 ④下水道汚泥焼却灰 ⑤①に係る燃えがら |
| 57 | 焼却可能なプラスチック類、木くず、繊維くず |
| 58 | 不燃物と可燃物が分離困難な廃棄物・ビニールを貼り合わせてある紙類 |
| 59 | 紙くず、木くず |
| 60 | 必要な都度指定することとしており、具体的な項目は指定しない |
| 61 | ・不燃ごみ(プラスチック類、陶磁器、ガラス類、金属くず) |
| 62 | 廃プラスチック、金属くず、ガラス、木くず |
| 63 | 廃プラスチック類(うち、弁当がら等、生活レベルで利用する程度のもの) |
| 64 | 〇〇市の地場産業である、金銀系 |
| 65 | 家屋の一部解体に伴う解体ごみ(木くず、ルーフィング、がれき類等)、天災または火災に伴い発生した廃棄物、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(平成21年法律第82号)第2条第1項及び第2項に規定する海岸漂着物並びに河川、湖沼等に漂着したもので生活環境保全上処理が必要と市長が認めた廃棄物 |
| 66 | 廃プラスチック類(緩衝材、梱包材、軟質のプラスチック類、ポリエチレン製品及び製品くず)、動植物性の固形状の不要物(食料品製造業又は加工業で発生する食品残渣及び加工くず)、紙くず(40cm以下に切断、金属類の混入がないよう徹底)、繊維くず(長いもの、大きいものは細かく切断)、木くず(少量のかんなくず、おがくず) |
| 67 | 紙くず、木くず、繊維くず(中小企業基本法第2条に規定する小規模企業者が当組合の市町内で排出した産業廃棄物であり、一般廃棄物の処理に支障がない範囲であること) |
| 68 | 事業系かん・事業系びん・事業系ペットボトル |
| 69 | 地場産業である繊維業について、繊維くずの受入れを行っている。 |
| 70 | たたみ |
| 71 | 地場産業である繊維業について、繊維くずの受入れを行っている。 |
| 72 | 木製品製造業の木くず 畳等 |
| 73 | 〇〇市一般廃棄物処理実施計画において、併せ産廃を明記している。具体的には、食堂・レストランなどの厨房等に設置されているグリストラップの「廃油」「汚泥」については、〇〇衛生センターで受け入れをしている。 |
| 74 | 繊維屑 |
| 75 | 燃えがら・紙くず・木くず・繊維くず・ガラスくず及び陶器くず・その他、市長が支障がないと認めるもの(廃プラスチック、動植物性残渣、下水道汚泥) |
| 76 | 会社等で出るペットボトルなど |
| 77 | 一般廃棄物の処理に支障の無い範囲で、受入可能な産業廃棄物は紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ガラス及び陶磁器くず |
| 78 | 紙くず、木くず(輸入木材の卸売業に係るものを除く。)、繊維くず |
| 79 | 繊維屑、紙屑、植物性残渣、動物性残渣(魚腸骨に限る)、ガラス屑、陶器屑、汚泥(上下水道の汚泥に限る) |
| 80 | 紙くず、木くず、汚泥(上下水道の汚泥に限る)。 |
| 81 | 紙くず・木くず・繊維くず(但し、家庭廃棄物の排出に準じていること) |
| 82 | 現在、搬入は無い。 |
| 83 | 処理困難物以外で、少量であれば受け入れを許可している。(例) 農業用ビニール 等 |
| 84 | 事務所内から出る、廃プラスチック |
| 85 | 包装用プラスチック類 |
| 86 | ・紙くず ・木くず ・繊維くず ・ゴムくず ・金属くず ・ガラスくず |
| 87 | ・繊維くず・畳くず・動植物性残渣の可燃ごみ・缶・びん・ペットボトル ・家庭系粗大ごみと同等品もしくは類似品の事業系粗大ごみ |
| 88 | 弁当がらや菓子袋などのプラスチック製容器、茶碗や湯のみ等の陶器製品、蛍光灯 |
| 89 | 紙くず・木くず・繊維くず・食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物・ゴムくず・金属くず・ガラスくず及び陶磁器くず・汚泥(食品製造に限る。) |
| 90 | 極少量の廃プラスチック類に限り許可している。 |
| 91 | 紙くず、木くず、繊維くず |
| 92 | 小規模の工務店等が、壁紙等と同時に持ち込む木材の端材 |
| 93 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条第1号、第2号、第3号、第4号、第6号及び第7号(コンクリートくずを除く)に定めるもの |
| 94 | 一般家庭の家屋解体、増改築工事等に伴い排出された金属くず、ガラスくず、陶磁器くず及びコンクリートの破片(一般廃棄物処理に支障の来たさない場合に限っており、現在、処分場埋立容量逼迫のため、受入をしていない。) |
| 95 | おから、紙・クロス、木・鋸屑、野菜屑 |
| 96 | 廃プラスチック、金属類 |
| 97 | 紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣 |
| 98 | 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラス及び陶磁器くず、がれき類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、動物系固形不要物、家畜死体 ※形状・量などで搬入規制を設ける。 |
| 99 | 紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック、鉄くず、ガラスくず |
| 100 | 木製パレット |

| 併せ産廃の具体的な受入項目 | |
|---------------|--|
| 101 | 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、建設廃材、動物のふん尿 |
| 102 | 紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず、陶磁器くず、金属類 |
| 103 | 少量の家庭でも使用されるボールペンなどのプラスチック製品 |
| 104 | 生ごみ・木くず(剪定枝) |
| 105 | 紙くず、繊維くず、木くず、火災その他の災害に伴って排出されたもので適正に分別されたもの、市の事務事業に伴って排出されたもの。 |
| 106 | 廃棄物処理法第11条第2項を根拠に受入れを黙認(事業所から排出されたものか把握できない)していますが、許可しているわけではない。具体的には、小規模事業所等から搬入された「一般廃棄物と同様に再資源化可能な特定容器包装」があります。 |
| 107 | 汚泥(市の施設から排出されるものに限る)、廃プラスチック、動植物性残さ、紙くず、繊維くず |
| 108 | 食肉処理場から発生した食品残渣、バイオディーゼル燃料を製造する過程で発生する副産物 |
| 109 | プラスチック類、食品加工業者により排出される残渣等 |
| 110 | 紙くず、木くず、ガラスくず及び陶磁器くず、金属くず(油等附着物を除く)、廃プラ(原則として、プラ製造、加工業から排出されるものは除く) |
| 111 | 焼却灰 脱硫剤(汚泥) |

付録4 処理困難物の対象品目

処理困難物の対象品目 (n=214)

| 処理困難物の対象品目 | |
|------------|---|
| 1 | 自動車用タイヤ等、廃棄物処理法で示しているもの 家電リサイクル法等、他で規定されているもの 施設の能力上、処理出来ないもの |
| 2 | 〇〇市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の受入基準に該当しないもの |
| 3 | 有毒な物、感染性的ある物、危険性のある物、引火性のある物、著しく悪臭を発生する物、特別管理一般廃棄物に指定されている物、規定以上の大きさの物、火気のある物、液体、 |
| 4 | 既定の範囲以上の大きさのもの(木材など)、廃タイヤ、魚網等 |
| 5 | ガスボンベ・廃油・有害物質を含む物・火薬など危険物・タイヤ・バッテリー、産業廃棄物・消火器・在宅医療廃棄物の内感染性、危険性を有する物など |
| 6 | タイヤ、ピアノ、自動車、軽自動車、自動二輪車、原動機付自転車、ホームタンク、FRP船、ホームタンク(90ℓを超えるもの)、ドラム缶、家庭用耐火金庫 |
| 7 | ①産業廃棄物②特別管理一般廃棄物③特定家庭用機器(家電リサイクル法)テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、エアコン、衣類乾燥機④廃ゴムタイヤ(自転車用を除く)⑤バッテリー⑥消火器⑦LPガスボンベ、プロパンガスボンベ類⑧廃油、塗料の入った容器⑨農薬、劇薬類⑩動物の死体⑪汚泥⑫土砂(鉢植え、庭掃除、ペットの砂など少量のものは除く)⑬すき取り物、抜根⑭がれき、石、レンガ、ブロック類、石こうボード、グラスウール⑮農機具類⑯オートバイ、水上バイク⑰ピアノ⑱有害性、爆発性、引火性その他危険性のあるもの(塗料、シンナー、灯油、ガソリン、火薬、オイル等の廃油(凝固剤等で固めたもの含む))⑲灯油タンク(90リットル超) |
| 8 | 抜根、伐採木、すきとり物など、感染性一般廃棄物 |
| 9 | ホームタンク(90ℓ以上)、バッテリー、耐火金庫、タイヤ、ピアノ、スプリングマットレス、消火器、注射針、ドラム缶、廃油、ガスボンベ等 |
| 10 | 建材(木材・トタン・石膏ボード等)、ピアノ、埋もれ木、タイヤ、バッテリー、自動車部品、ドラム缶、コンクリート・ブロック |
| 11 | 石膏ボード、スプリング等 |
| 12 | 消火器、ソファ、ガスボンベ、廃オイル、廃塗料、タイヤ、バイク、建築資材、農機具・農業廃材、ドラム缶、スプリングマットレス、危険物・有害物及びその容器等 |
| 13 | 廃タイヤ、スプリング入りマットレス・ソファ、テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、消火器、建築廃材等 |
| 14 | 牡蠣殻、刈草 |
| 15 | 施設の前処理装置で処理できない大きさの植木等 |
| 16 | 劇物・農薬等の有害物質、ガソリン等の引火性の強い物質、農機具・車両部品等、医療廃棄物等 |
| 17 | 自動車、バイク、タイヤ、木くず、竹、スプリングベット等 |
| 18 | 廃油(灯油)、ガソリン、タイヤ、50ccを超えるオートバイ、自動車、バッテリー、ピアノ、大型金庫、温水器(電気、ガス)、ペンキ、液体状の廃油(食用)、中身が入ったカセットボンベ・スプレー缶、プロパンガスボンベ、消火器、火薬類、劇薬、毒物、農薬、注射器・注射針 |
| 19 | 1辺が50cmを超えるもの。建築廃材、多量の刈草(竹含む)、金属を含む家具類及び寝具類 |
| 20 | スプリング入りマットレス、タイヤ、ホイール、バッテリー、消火器、灯油 等 |
| 21 | 消火器、スプリングベッドマットレス、ピアノ、バッテリー、耐火金庫、タイヤ、ホイール、塗料、農薬など |
| 22 | 木材は2m以内、太さ20cm以内、1日200kg程度。ただし、長さ50cm以内、太さ15cm以内のものは量、回数の制限はしていない。等 |
| 23 | タイヤ、ガスボンベ、バッテリー、ガソリン、廃油、廃液、塗料、シンナー、農薬、劇薬、家屋解体材、バイク、農機具、医療廃棄物、土砂、樹木(直径20cm以上) |
| 24 | 剪定枝などには長さ、太さなどのサイズを定めて搬入規制を行っている。 |
| 25 | 金物がついている木工製品、バネが入っているマットレスなど |
| 26 | 別紙「郡山市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例」で市が定める排出及び搬入禁止一般廃棄物のとおり |
| 27 | 個人搬入の家屋解体木材(物置程度も含む) |
| 28 | 家電4品目、消火器、建設廃材、消火器、畳、農ビ、薬品、廃油等 |
| 29 | 産廃、自動車部品、土砂・石・レンガ類、P.C.、家電4品目 |
| 30 | 有害物質を含むもの、はなはだしい悪臭を発生するもの、爆発物・その他危険性の恐れのあるもの、処理施設を損なう恐れのあるもの、容積又は重量の著しく大きいもの、処理困難であるもの、再資源化の責務又は推進されているもの |
| 31 | 屋根瓦・新建材(石膏ボード、断熱材等) |
| 32 | 農業用機械類・資材、125cc超のオートバイ、タイヤ、バッテリー、オイル類、ガスボンベ、消火器、ブロック、コンクリート、石、土砂、灰、廃油類、薬品類、塗料類、医療廃棄物、建設廃材、産業廃棄物全般 |
| 33 | 長さ2m超又は太さ10cm超の木くず |
| 34 | 家庭ごみ収集カレンダーの通り |
| 35 | タイヤ、バッテリー、オートバイ、農機具、消火器、ガスボンベ、廃油、ペンキ、農薬、石、コンクリート等 |
| 36 | 農薬・注射器・石・ブロック・消火器・タイヤ・ホイール・ペンキ・金庫・燃料・オイル・土・砂・バッテリー・ピアノ等 |
| 37 | 家電リサイクル・パソコンリサイクル法対象商品、自動車部品、モーターやエンジン付機器、コピー機、ドラム缶、ワイヤーロープ、石、コンクリート、断熱材、火薬、発火物、農業資材、感染性廃棄物、金庫、しゅろの木、廃スプリングマットレスなど |
| 38 | タイヤ、ホイール、消火器、バッテリー、薬品など |
| 39 | 廃プラスチック類、乾電池、石膏ボード等 |
| 40 | 廃タイヤ、消火器、バッテリー等 |
| 41 | 薬品類 消火器 土砂・石・ブロック・セメント ボーリング玉 バッテリー バイク 自動車用品(バンパー・ホイール等) |
| 42 | 平成25年度一般廃棄物処理実施計画に示す通り |
| 43 | ・有害なもの(農薬等)・引火等の危険性あるもの(ガスボンベ、バッテリー、ガソリン、灯油等)・悪臭を発生するもの(動物のふん尿等)・その他処理困難なもの(タイヤ、ピアノ、バイク、コンクリート製品等) |
| 44 | 〇〇地区衛生組合ホームページに掲載されている「判断に迷うごみ種処理表」による。 |
| 45 | ・4品目のみ受入のため、他の物は搬入できない。 |

| 処理困難物の対象品目 | |
|------------|---|
| 46 | ブロック、レンガ、瓦、塗料・廃油 等 |
| 47 | 可燃ごみ、不燃ごみ、ガラスびん、ペットボトル、古紙類以外の廃棄物 |
| 48 | 医療系廃棄物、産業廃棄物、砂利、レンガ、コンクリート片、建設廃材、廃棄材、畳、ブロック、農業用ビニール、廃油、薬品、農薬、殺虫剤、耐火金庫 |
| 49 | 石、砂、砂利、土、灰、石膏ボード、外壁材、屋根材、断熱材、コンクリート製品、コンクリートくず、レンガ、タイル、瓦、アスファルト、プレハブ、その他建築・建設廃材に類するもの、浴槽、給湯器、電気温水器、太陽熱温水器、ソーラーシステム、ボイラー、オイル、廃油、ガソリン、混合ガソリン、灯油、揮発油、ペンキ、塗料類、プロパンガスボンベ、農薬、劇薬、在宅医療廃棄物(感染性のあるもの)、体温計(水銀を使用しているもの)、血圧計(水銀を使用しているもの)、二輪車(オートバイ・バイク)、自動車・二輪車部品、ホイール、タイヤ、消火器、充電式電池、ボタン電池、バッテリー、ボウリングの球、サーフボード、FRP(繊維強化プラスチック)製品、ピアノ、耐火金庫、農林漁業用機械・器具 |
| 50 | 畳・タイヤ・バッテリー(車) |
| 51 | 破碎必要なもの(直径20cm以上、長さ2m以上)は受け入れない。 |
| 52 | 発泡スチロール、金属類、草、枝、植木類等 |
| 53 | コンクリート片、アスファルト変、壁土、瓦、残土、毒劇薬、建築廃材、消火器、バッテリー、タイヤ、ホイール等車関係部品、50ccを超えるオートバイ及び部品、農耕機、農業資材、船外機、漁網等事業用に使用されていた粗大金属や電化製品など |
| 54 | 農薬、苛性ソーダなどの薬品類、中身の入ったエアゾル缶、畳、タイヤ、バッテリーなどの自動車部品、LPガス、灯油、ガソリン、ピアノ、耐火金庫、コンクリートから、軽量(重量)ブロック、レンガ、タイル、割栗基礎、断熱材、石膏ボードなどの建築資材 |
| 55 | 家電リサイクル法の家電品、消火器、古タイヤ、パソコン、オートバイ、耐火金庫 |
| 56 | ガソリン、オイル、灯油、バッテリー、タイヤ、自動車部品、オートバイ、ガスボンベ、ボタン型電池、小型充電式電池、サーフボード、スキー板、スケートボード、スプリング入りマットレス、耐火金庫、電子オルガン、電子キーボード、ピアノ、ヘルメット、ボウリングの球、浴槽、消火器、殺虫剤、農薬、発煙筒、土・砂・石、石膏ボード、コンクリートブロック、ペンキ等 |
| 57 | 処理困難物への搬入規制は具体的には行っていないが、処理困難物として一般廃棄物処理実施計画等に記載を行い、また、ごみ出し等の広報紙・ホームページ等に掲載を行い、住民への周知を図っている。(例示:タイヤ・ガスボンベ・農薬・塗料類等) |
| 58 | ア 有毒性物質を含む物(農薬、殺虫剤、有毒性のある薬品の容器、強酸性の物質、強アルカリ性の物質)イ 危険性のある物揮発油(ガソリン、塗料等)、灯油、ガスボンベ、火薬類、バッテリー、廃油類、消火器 ウ 著しく悪臭を発する物(汚物)、エ 容積、重量又は長さが著しく大きい物ピアノ、エレクートン、オルガン、耐火金庫、建物設備(浴槽、便器、太陽熱温水器等)、建築廃材、電動スポーツ用品(トレーニングマシン、マッサージチェア等)、強化プラスチック製品(バンパー、カウル、エアロパーツ等) オ 市で処理できない物コンクリート製品(ブロック、ガラ等)、レンガ、かわら、タイル、土、砂、石、大型木材、エアコンディショナー、テレビジョン受信機(ブラウン管式のもの、液晶式のもの(電源として一時電池又は蓄電池を使用しないもの)及びプラズマ式のもの)、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機、衣類乾燥機、廃タイヤ、パーソナルコンピュータ本体及びモニター又はディスプレイ、原動機付自転車並びに自動二輪車 (3) その他市長が行う処理に著しい支障を及ぼすと認められる物 |
| 59 | 爆発・火災の危険性があるものや破碎処理が困難なもの |
| 60 | 畳 破碎処理が困難なため |
| 61 | ・家電リサイクル法対象品目、パソコン、タイヤ、バッテリー、消火器、ガスボンベ、浴槽、大型流し台、コンクリート屑、ブロック、レンガ、砂、土、スプリング入りマットレス、オートバイ、車の部品、ピアノ、耐火金庫、医療廃棄物、建築廃材、産業廃棄物等 |
| 62 | 不燃ごみは搬入しませんので処理困難物はあまりありません。 |
| 63 | 〇〇衛生組合の受入基準に示す通り |
| 64 | 耐火金庫、直径20cm以上の木、コンクリートなど |
| 65 | 家電4品目(エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機・衣類乾燥機)、パソコン、充電式電池、オートバイ、自動車用タイヤ・バッテリー、多量の油・塗料、プロパンガスボンベ、消火器、ピアノ、耐火金庫、医療廃棄物、薬品、ブロック・土・砂・石・セメント等 |
| 66 | 家電リサイクル法対象品目、パソコン、ブロック、土砂、ガソリン等 |
| 67 | 有害性、危険性、爆発性のもの等 |
| 68 | 〇〇市ホームページ「平成25年度版ごみと資源物の分け方・出し方」に記載 |
| 69 | タイヤ、バッテリー、消火器、モーター等 |
| 70 | ピアノ・金庫・ボンベ類及び消化器・充電式電池・ボタン電池・リチウム電池・自動車部品・バッテリー・タイヤ・医療ごみ・バイク・コンクリート・ブロック・レンガ・石砂・土・ヨット・サーフボード等・電動ベッド・電動自転車・ペンキ |
| 71 | ・条例で処理困難物の指定があるもの ・工場内で処理に困るもの |
| 72 | タイヤ、消火器、ガスボンベ、モーター、木材、建築廃材、石油類、自動車・バイクなど |
| 73 | 自動車及び部品、タイヤ、ガスボンベ、ピアノ、農機具、耐火金庫、建築廃材類(鋼材・鉄筋ブロック・レンガ・石膏ボードなど)、土石類、バッテリー、消火器、バイク、廃油、農薬、塗料、溶剤、シャッター、ワイヤーロープ、コンクリート製品、自動販売機など |
| 74 | 破碎機の規格を超過する家財ごみ(1.8m×0.5m×0.5mより大きいもの) |
| 75 | タイヤ、自動車部品等の一般的な処理困難物 |
| 76 | タイヤ、バッテリー、消火器等 |
| 77 | 〇〇地区広域圏クリーンセンター一般廃棄物搬入要綱中の例示表参照(HP上に記載有) |
| 78 | 指定サイズ以上のもの、オイル、ペンキ、危険物、劇薬物、魚網など、量については、枚数規制 |
| 79 | バッテリー タイヤ 消火器 廃油 バイク 農薬 ペンキ ガスボンベ |
| 80 | ガスボンベ、廃油、タイヤ、バッテリー、消火器、医療系廃棄物、農薬、火薬類、石膏ボード、農業用ビニール、農業用機械 |
| 81 | 薬品等、医療廃棄物 |
| 82 | 太さ10cmまたは長さ2mを超える木材 |
| 83 | 畳(3枚程度)、剪定枝(1.5m以内に切ってもら)、ビニールシート類(60cm四方に裁断してもら)等 |
| 84 | 農家による果樹剪定枝、当施設の切断機で処理不可能な物(切断能力以上の太さ) |
| 85 | 大型家電、大型農機具、汚泥、コンクリート、医療廃棄物等 |
| 86 | 粗大ごみ |
| 87 | 陶磁器類、漬物石、消火器、バッテリー、ボウリング玉、樹木角材類(10cm以上)等々 |
| 88 | タイヤ ガスボンベ 薬品類 など |
| 89 | タイヤ・消化器・農薬・劇薬・流木 他 |
| 90 | 50cm以上の粗大ごみ(布等を含む) |

| 処理困難物の対象品目 | |
|------------|---|
| 91 | 農薬、化学薬品、塗料、オイル等 |
| 92 | ピアノ、風呂釜(浴槽)、物置、畳、エレクトーン、タイヤ、消火器、マッサージチェア、トタン、ボーリングの球、耐火金庫、ブロック・セメント・コンクリート、自動車部品、長さ50cm太さ10cm以上の材木、エンジン付草刈り機 等 |
| 93 | 薬品、液体燃料、サーフボード、スノーボード、バイク用ヘルメット、タイヤ、オルガン、エレクトーン、スプリング入りマット、ソファ、液状物、粉状物、焼却灰、冷凍物 |
| 94 | 廃油、塗料、農薬、ガスボンベ、コンクリートガラ、砂、ガレキ、建設廃材、機械部品、消火器、農機具、自動車部品、タイヤ、バッテリー、バイク、テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫、冷凍庫、衣類乾燥機、デスクトップパソコン、ディスプレイ(ブラウン管・液晶)、ノートブックパソコン |
| 95 | 消火器、タイヤホイール、エンジン、モーター類など(伊東市のごみカレンダー13pのリストに掲載しているもの) |
| 96 | バッテリー、農薬・殺虫剤等の薬品類、水銀使用製品(蛍光灯・体温計を除く)揮発油(ガソリン、ベンジン、シンナー等)、廃油類、消火器、在宅医療器具(注射針等)、FRP製品、ピアノ、耐火金庫、自動二輪、自動車及び自動二輪用タイヤ、自動車部品 家電リサイクル対象品目(TV、冷蔵庫、エアコン、洗濯機・乾燥機)、パソコン |
| 97 | 穴をあけていないスプレー缶(中身入り)、消火器、プロパンガス、バッテリー、ピアノ |
| 98 | (焼却工場): 危険物、著しく悪臭を発するもの、液状のもの、体積の大きなもの、長大なもの、厚みのあるもの、動物の死体(家畜)、粉状類、再資源化可能な紙類、焼却施設の機能に支障が生ずるもの (破碎工場): 危険物、火気のあるもの、著しく悪臭を発するもの、液状または水分の多いもの、体積の大きなもの、長大なもの、動物の死体、粉状類、廃車類(自転車は除く)、タイヤ類、金属類、再資源化可能なもの、家電リサイクル法の対象機器、パーソナルコンピュータ、ひも状・シート状のもの、破碎不能なものの破碎困難なもの、破碎施設の機能に支障が生ずるもの |
| 99 | 長さ1m、太さ20cmを超える「木」等、処理設備に入らない大きさのもの |
| 100 | 事業者からの処理困難物は受入をしていない。 |
| 101 | タイヤ バッテリー ガスボンベ 農薬 農機具 金庫 FRP |
| 102 | ・家電リサイクル対象品のうち、テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機・エアコン・パソコン ・建築物解体に伴う廃材、リフォームなどで出る壁紙・畳・浴槽・洗面台など ・タイヤ、バッテリー、マフラーなど ・土、砂、ガレキ、壁土、コンクリートブロック、太い木の根など |
| 103 | タイヤ、機械オイル、塗料、LPガスボンベ、バッテリー、オイルヒーター、スプリングマットレス、農機具、農薬、耐火金庫、FRP製品 |
| 104 | 危険物、自動車部品、農機具 等 |
| 105 | 可燃ごみ以外の物(粗大ごみも) |
| 106 | 危険物、医療廃棄物 |
| 107 | オートバイ、原動機付自転車、オイルヒーター、温水機、自動車、自動車用タイヤ、消火器、耐火金庫、農業用機械・器具、バッテリー、ピアノ、プロパンガス容器、その他処理が困難であるもの |
| 108 | 処理困難物・・・廃タイヤ、バッテリー、ニカド電池、薬品、廃油、消火器、ガスボンベ、建設廃材、産業廃棄物など(田原市ごみ処理基本計画に記載) |
| 109 | 消火器、耐火金庫、液体、スプリングマットレスなど |
| 110 | 泥、土、灰、コンクリート、レンガ、瓦、金属塊、アスベスト、医療廃棄物、塩ビ管、オイル、自動車の部品、ワイヤー、洗面台・トイレ(陶器)、塗料、動物の死体 等 |
| 111 | 事業系一般廃棄物の処理困難物はない |
| 112 | 家電リサイクル法該当物、車製品、ブロック類、PC、焼却灰他 |
| 113 | 消火器・太陽ヒーター・金庫・ピアノ・スプリング入りマットレス等 |
| 114 | 穴をあけていないスプレー缶(中身入り)、消火器、プロパンガス、バッテリー、ピアノ |
| 115 | プロパンガスボンベ、農薬類、消火器、タイヤ等 |
| 116 | タイヤ(125CC以上)、ピアノ、太さ10cm以上の木材 |
| 117 | 石膏ボード、金庫、ピアノ、タイヤ、バイク、オイル、消火器、危険物 |
| 118 | テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン、パソコン、火薬類、オイル・ガソリン・軽油等の廃油、ペンキ・シンナー類、農薬、毒物、肥料、家庭から発生する感染のおそれのある医療系廃棄物、液体類・灰等の市で処理することが困難なもの、大きさ30cmを超えるコンクリートガラ |
| 119 | (1)有害性、危険性、爆発性のあるもの(毒物、劇物、農薬、ガソリン、灯油等の廃油等)。(2)処理困難物(タイヤ、バッテリー、バイク(原動機付自転車を含む)、自動車、ピアノ、農機具、消火器、ガスボンベ、耐火金庫等)。(3)産業廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物で、同法第11条第2項に規定する産業廃棄物は除く)。 ※許可品目から粗大ごみを除外している |
| 120 | パソコン・消火器・タイヤ・ピアノ・エレクトーン・農機具・FRP舟・ガスボンベ・オイルヒーター・金庫・ボーリングの玉・マッサージ機・バイク・農薬・劇薬・ガソリン・液体・浴槽・ソーラー・医療器具 など |
| 121 | 仏壇、剪定枝(太さ5cm長さ40cm以上のもの) |
| 122 | バッテリー、タイヤ、廃家電(テレビ、エアコン等) |
| 123 | タイヤ、ホイール、バッテリー、農機具類、農薬、農林業用資材、船艇、ワイヤー類、バイク、ピアノ、電気温水器、ボイラー、浴槽・便槽、耐火金庫、ガスボンベ、消化器、毒物・劇物、油脂類、シンナー、塗料、危険物、石膏ボード、ポンプ、粗大ごみ処理施設での破碎処理が困難なもの |
| 124 | 有害性、危険性、爆発性、発火性、引火性もしくは感染性のあるもの。その他処理困難物として、タイヤ、ガラスウール、自動車部品等。 |
| 125 | 特別管理一般廃棄物 |
| 126 | 〇〇市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則第10条参照 |
| 127 | (1)有害物質を含む物 (2)危険性のある物 (3)引火性のある物 (4)著しく悪臭を発する物 (5)容積又は重量の著しく大きい物 (6)特定管理一般廃棄物 |
| 128 | 植木の枝で太さ7cm、長さ50cmを超えるもの |
| 129 | 原動付自転車、(自動車・自動二輪車の部品)、スプリング入りマット、廃タイヤ、消火器、(容量が20リットル以下の土砂・煉瓦・ブロック)、長辺が3メートルを超え持ち運びのできる家庭廃棄物 |
| 130 | 市クリーンセンターにおいては、事業系一般廃棄物のみ搬入を認めている。 |
| 131 | 廃タイヤ、バッテリー、石膏ボード、耐火ボード、断熱材、ガラスウール、耐火金庫、オイルヒーター、電気温水器、ソーラー給湯器、FRP製の物 |
| 132 | 廃タイヤ、バッテリー、石膏ボード、耐火ボード、断熱材、ガラスウール、耐火金庫、オイルヒーター、電気温水器、ソーラー給湯機、FRP製の物 |
| 133 | 金庫、バイク、ボーリングの玉、消火器、砂、灰、タイヤ |
| 134 | 1. 有害性物質を含むもの。2. はなはだしい悪臭を発するもの。3. 爆発物その他危険性あるもの。4. 処理施設を損なうおそれのあるもの。5. 焼却困難なもの。 6. 破碎困難なもの。7. その他管理者が指定するもの。 |

| 処理困難物の対象品目 | |
|------------|--|
| 135 | タイヤ、ホイール、ピアノ、土・砂、油類、ペンキ、注射器、注射針、ブロック、レンガ、リフォーム廃材、耐火金庫、ガスボンベ等 |
| 136 | 粗大ごみ類 資源ごみ類 廃プラ |
| 137 | 家電リサイクル法対象品・パソコン・コンクリートブロック・消火器・バッテリー・ガスボンベ等 |
| 138 | 粗大ごみ出し方マニュアルと資源ごみの出し方便利帳を発行している。 |
| 139 | 薬剤、コンクリート類、等 |
| 140 | 事業系一般廃棄物に該当するものではありません。 |
| 141 | 長さ2m以上・太さ15cm以上の物、事業活動に伴う木くず・草、タイヤ、バッテリーなど |
| 142 | 廃油、農薬、直径10cm・長さ1.5mを超える木材等 |
| 143 | 耐火金庫、単車、介護用ベット(簡易な物を除く) |
| 144 | ガスボンベ、消火器、廃タイヤ、バッテリー、ピアノ、自動車、単車、農薬・劇薬、廃油、ペンキ、ガソリン類など |
| 145 | 自動車部品、タイヤ、バッテリー、オートバイ、消火器、農機具、ピアノ、塗料など |
| 146 | ・木材(一辺が10cm以上、長さ1m以上)、・穴の空いていないスプレー缶、・ピアノ ・火薬、・農薬、・石油類、・タイヤ、・バッテリー、・ドラム缶、・土砂、・ガレキ類等 |
| 147 | 廃油、ガスボンベ、劇薬、消火器など |
| 148 | 布団・ジュウタン類、50センチ以上の木材、金属類、剪定枝 |
| 149 | ・木くず(長さ50センチ、太さ10センチ超) |
| 150 | 引越し廃木の剪定等により臨時的又は一時的に多量に排出するものとして収集を困難にするもの・消火器・金庫(耐火を有するものに限る。）・バイク・ホイール、バンパー、シート(自動車用に限る。）・自動車等のタイヤ、バッテリー・ピアノ・農機具、漁具・仏壇、仏具・一定規模以上のダンベル(金属製のもの)、洗面台 |
| 151 | 医療廃棄物、農薬、消火器、家電リサイクル法対象機器、パソコン、バッテリー、魚網、建築廃材など。 |
| 152 | ①爆発、火災等施設に支障を及ぼす危険性のあるもの ②環境汚染、作業安全上に支障を及ぼす危険のあるもの ③粗大、強じんなため処理不能なもの ④産業廃棄物の範ちゅうに入るもの 全20品目 |
| 153 | スプリング入りマットレス・消火器・農機具全般・農業等の事業に伴って生じる廃棄物単車・爆発性引火性のごみ・自動車部品(タイヤ・バッテリー等)ピアノ・神仏具など |
| 154 | 自動車(部品含む)、タイヤ、バッテリー、オートバイ、農機具、リヤカー、ガスボンベ、廃油、ピアノ、オルガン、建築廃材、コンクリート、ふろがま、浴槽、電気温水器、消火器、耐火金庫、ドラム缶 |
| 155 | もともとから、可燃物のみしか搬入しないように指導を行っている。 |
| 156 | 農機具・ドラム缶、自動車・単車、ガスボンベ、消火器、大型温水器、ピアノ、浴槽・風呂釜、耐火金庫、パチンコ台、あんま機、モーター類、電動ベッド、自動販売機、電動車など |
| 157 | 有害な薬品類、農薬、ガスボンベ、消火器、バッテリー 等 |
| 158 | 石膏ボード、バッテリー、ドラム缶など本市が処理困難物として指定しているもの |
| 159 | 破砕機で処理できないもの(太さ20cm、長さ200cm以上) |
| 160 | 自動車部品、農業廃棄物、農機具、バイク、ガスボンベ、消火器、農薬、薬品、廃油、ペンキ |
| 161 | タイヤ、コンクリートブロック、がれき類、大量の瓦、金庫、薬、消火器、電池、スレート、セメント、船外機、温水器、注射器・注射針、土、石、砂鉄筋、灯油、塗料、ペンキ、汚泥、農機具、バッテリー、発電機、ピアノ、ビニールハウス、肥料、ボイラー、浴槽、ワイヤー |
| 162 | 農業用ビニール、畔シート、漁網など |
| 163 | 事業系処理困難物は、全て産廃扱いであり、受入しない。 |
| 164 | オートバイ、消火器、タイヤ・ホイール、バッテリー、農業用機具、ピアノ、火薬類、殺虫剤、塗料など |
| 165 | 回答用紙に回答 |
| 166 | 当該施設において処理困難なもの(随時) |
| 167 | 木くず・刈り草(多量のものに限る) |
| 168 | 自動車・バイク及びその部品、消火器・ガスボンベ等の圧力容器、廃油・塗料・農薬・化学薬品・医薬品類、耐火金庫、ピアノ、魚網、パソコン、家電4品目等 |
| 169 | ・産業廃棄物(事業所・農業などから排出される金属類・プラスチック類・ガラス類)・タイヤ・バイク・自動車・劇毒物・バッテリー・農薬・農機具・ガスボンベ等の爆発の可能性があるもの・家電6品目・パソコン・消火器など |
| 170 | 発砲スチロール、塩化ビニール、PPバンドなどの有害ガスを発生するもの |
| 171 | 可燃ごみ処理施設:可燃性のも、難燃性のも、液体油脂類、爆発性のも。 不燃ごみ処理施設:有害性物質、ふん尿、動物の死体、液体油脂類、着しく多量のもの |
| 172 | 農機具、漁具、タイヤ、建築廃材、消火器等 |
| 173 | 処理施設において処理が出来ないもの |
| 174 | 直径10cm以上、長さ50cm以上の植木ごみ 90cm×45cm以上の板状のもの 指定ごみ袋に入らない大型ごみ等。 |
| 175 | 処理困難物(鉄筋、鋼管) |
| 176 | スプリングマット、ソファー、マッサージチェアは処理困難物として料金を別に設定。 |
| 177 | (1)有害性のある物 (2)危険性のある物 (3)引火性のある物 (4)公衆衛生上好ましくない物 (5)特別管理一般廃棄物 (6)前条に規定する適正処理困難物 (7)前各号に掲げるもののほか、市が行う一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又は市の処理施設の機能に支障が生ずる物 |
| 178 | ・有害性のあるもの・引火性のあるもの・危険性のあるもの・パソコン(モニターを含む)・特定家庭用機器再商品化法対象機器・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の3第1項に規定する告示で定めるもの |
| 179 | スプリングマットレス、お風呂のボイラー、電気温水器、農機具等 |
| 180 | 樹木の幹・根 |
| 181 | タイヤ、ガスボンベ、バッテリーなど |
| 182 | テレビ、冷蔵庫、洗濯機、乾燥機、パソコン、自動車、建設廃材、がれき、陶磁器、化学薬品、ボイラー、ガスボンベ、FRP強化プラスチック、電気温水器、耐火金庫 |
| 183 | 電気毛布・廃油、塗料缶・タイヤ・農業用ビニール・漁業用具・多量のプラスチック・ゴム類 |
| 184 | 不燃ごみ(可燃ごみ以外のもの) |

| 処理困難物の対象品目 | |
|------------|--|
| 185 | がれき類、繊維入りタキロン |
| 186 | ガスボンベ、タイヤ、バッテリー、農機具、ボウリング球、石膏ボードなど |
| 187 | コンクリートブロック 農薬 |
| 188 | 農薬、肥料、劇薬、プロパンガスボンベ、タイヤ、花火、バッテリー、ピアノ、消火器、耐火金庫、バイク、電池等 |
| 189 | タイヤ・ホイール、塗料・ペンキ・印刷インク、ボタン電池、消火器、建築資材、自動車・自動車部品、バイク・スクーター、バッテリー、耕運機、電動車椅子、鋳物浴槽、耐火金庫、ピアノ、電気温水器、ガスボンベ、有害な薬品、家電リサイクル法対象器、パソコン、医療廃棄物、コンクリート、瓦 |
| 190 | 産業廃棄物・消火器・ガスボンベ・薬品・浴槽・便器・流し台・タイヤ・廃油・ブロック |
| 191 | 長物は80cm以内に切断するようお願いしている。 |
| 192 | 塩化ビニール製品、タイヤ、建築廃材、バッテリー、薬品類等 |
| 193 | 家電リサイクル法による家電及びパソコン、バッテリー、タイヤ、焼却灰、消火器、ガスボンベ、塩化ビニール管、塩化ビニール板、塗料、薬品、コンクリートがれき、れんが、石、土、爆発及び発火の恐れのあるもの、注射針等感染の恐れのあるもの |
| 194 | 家電4品目、パソコン、FRP船、消火器、農薬等薬品類、医療廃棄物、油や塗料の入った缶、バッテリー、バイク、タイヤ、ボンベ等 |
| 195 | ・草木、畳、書類等については搬入量の制限をしている。 |
| 196 | コンクリートブロック、ガスボンベ、消火器、がれき、化学薬品など |
| 197 | 消火器・レンガ・瓦・コンクリート・劇薬物・医療行為廃棄物・ガスボンベ(卓上除く)ほか |
| 198 | 産業廃棄物、廃油、農薬、火薬、タイヤ、バッテリー、消火器、オートバイ、ピアノ、大型温水器等 |
| 199 | 布団、毛布、カーペット、絨毯、畳、障子・襖、消火器、ピアノ、家屋廃材(瓦、スレート、樹脂製波板など)、FRP製品、大量の樹木剪定屑、家電製品のバッテリー等 |
| 200 | ・特別管理一般廃棄物 一時多量ごみ ・1.5m×1.5m×2.5m以上の粗大ごみ |
| 201 | ・直径30センチを超える樹木 ・スプリング入りマットレス |
| 202 | 長さ1m以上で直径10cm以上の剪定枝、スプリング入りマット、消火器、耐火金庫、農薬、塗料等 |
| 203 | タイヤ、バッテリー、消火器、プロパンボンベ、ブロック、瓦、農薬、塗料など |
| 204 | 有害性、危険性、引火性のある物等。 |
| 205 | 一般廃棄物であっても、一時多量に発生したごみは搬入制限している。例えば剪定枝については、必要に応じて搬入業者と事前に協議し、計画的に搬入してもらっている。 |
| 206 | 火災残渣(燃えて炭になったもの)、多量のクレヨンやろうそく、火格子から落下するもの(米粉、モミ等) |
| 207 | (1)有害性のある物 (2)危険性のある物 (3)引火性のある物 (4)著しく悪臭を発生する物 (5)特別管理一般廃棄物 (6)前各号に掲げるもののほか、その処理を行うことが著しく困難である物 (7)処理施設の機能を損なう物 |
| 208 | 直径12cm、長さ1m 以上の木や根(宮崎市)薬品、農薬、塗料、注射針など。 |
| 209 | 1 有毒性・危険性のある廃棄物(薬品、プロパンガスボンベ、医療用器具、その他危険で有害な廃棄物) 2 建築廃材(家庭の増改築による瓦、ブロック、材木等の廃棄物、火災による廃棄物) 3 産業廃棄物(事業系廃棄物):(事業所から出る事業系一般廃棄物以外) 4 家電リサイクル法関係(テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、エアコン、衣類乾燥機) 5 その他(食用以外の廃油、自動車、バイク、農業機械、バッテリー、タイヤ、温水器、消火器、ドラム缶、パソコン) |
| 210 | 重量又は体積等が大きく、処理に著しく支障のあるもの、ワイヤーロープ、鉄線、ロープ、鎖、木の根、木材等の長物等、FRP製品(浴槽、サーフボード等)、ピアノ、金庫等 |
| 211 | ピアノ・太陽熱温水器・電子オルガン・農機具 等 |
| 212 | 家電リサイクル法対象品、パソコンリサイクル対象品、自動車リサイクル法対象車、二輪車リサイクルシステム対象車、産業廃棄物、医療廃棄物、電子レンジ、オイルヒーター、電気カーペット、バッテリー、自動車・バイクのタイヤ、農業資材、農機具、農薬類、薬品缶、ガスボンベ、消火器、油類、エンジン付き器具、漁船、土、砂、石、墓石 |
| 213 | バッテリー、タイヤ、消火器、ガスボンベなど |
| 214 | 大型温水器、LPガスボンベ、瓦、コンクリート片、消火器、タイヤ、鉄柱など2mを超えるもの、ドラム缶、農機具、バッテリー、ピアノ、ブロック、石ころ、廃油、燃料等、塗料、薬品類 など |

付録5 追加調査票

～事業系一般廃棄物の清掃工場における搬入規制についてご教示のお願い～

(追加調査)

滋賀県立大学 環境科学部 環境政策・計画学科 金谷研究室 4回生の清水康平と申します。今年8月～9月に実施させていただいたアンケート調査ではお忙しい中ご協力いただきありがとうございます。私は、「事業系一般廃棄物の清掃工場における搬入規制の実施実態把握と効果的な搬入規制方法の提案」というテーマで卒業研究を進めております。

現在は皆さまから回答いただきましたアンケート回答のデータを基に「分析」に取り組んでいるのですが、前回のアンケートでもお聞きした「事業系ごみの処理手数料」について追加調査が必要になったため、メールにてお願いしています。

そのため、ご多忙中のところ大変恐縮ではございますが、アンケートにご協力いただければありがたく存じます。

なお、このアンケートは、この用紙にご回答いただき、**12月 日**までにご返信していただければ幸いです。

ご教示いただきました情報については、厳重に管理し、用済み後は確実に消去（及び廃棄）いたしますのでご安心ください。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

平成25年11月 日

滋賀県立大学 環境科学部 環境政策・計画学科
金谷研究室 4回生 清水 康平(調査担当者)

〒522-8533 滋賀県彦根市八坂町2500

TEL : 090-6901-4822

E-Mail : oz13kshimizu@ec.usp.ac.jp

研究室 TEL : 0749-28-8279

FAX : 0749-28-8349

ご教示していただくにあたって

■ 今回の追加調査の目的について

- ・追加調査の目的は、「2002年度～2011年度の、事業系ごみの処理手数料」についてです。

■ 分析について

- ・分析手法：「パネルデータ分析」というもので、年度ごとの実施状況の把握が必要となります。
- ・分析の対象期間：2002年度～2011年度(平成14年度～23年度)の10年間
※市によっては2007年度～2011年度(平成19年度～23年度)の5年間
- ・分析対象市：86市（貴市を含む）

■ 回答方法について

記入例を参考に表1に回答してください。

記入例

| 年度 | 事業系ごみの処理手数料 | 100kgあたりの処理手数料 |
|-----|-------------|-----------------------------|
| H14 | 2002 | 無料 |
| H15 | 2003 | |
| H16 | 2004 | 50kgまで無料、50kgを超える分は40円/10kg |
| H17 | 2005 | |
| H18 | 2006 | 10月から40円/10kg |
| H19 | 2007 | |
| H20 | 2008 | 50円/10kg |
| H21 | 2009 | |
| H22 | 2010 | |
| H23 | 2011 | |

- ①空白の年度は値段の変更がなかったものとしします。
(上記の場合、H14年度～H15年度は無料、H16年度～H17年度は50kgまで無料、50kgを超える分は40円/10kg、H18年度～H19年度は400円/100kg、H20年度～H23年度は500円/100kgとなります)
- ②年度途中で改定の場合は、(条例改定月でなく)条例施行月もご記入ください。

分析では100kgあたりの料金で比較するので、可能であれば記入をお願いします。

表 1

| 年度 | | 事業系ごみの処理手数料 | 100kg あたりの処理手数料 |
|------|------|-------------|-----------------|
| H14 | 2002 | | |
| H 15 | 2003 | | |
| H 16 | 2004 | | |
| H 17 | 2005 | | |
| H 18 | 2006 | | |
| H 19 | 2007 | | |
| H 20 | 2008 | | |
| H 21 | 2009 | | |
| H 22 | 2010 | | |
| H 23 | 2011 | | |

ご協力、ありがとうございました。